

高森町

議会だより

PARLIAMENTARY INFORMATION

25年



風まる

令和元年11月発行

No.75

9月定例会

9月定例会……………	2
町政を問う(一般質問)……	4
質疑応答……………	6
常任委員会報告……………	9
町民の声……………	11
研修報告……………	12

尾下獅子舞の子どもたち

9月 定例会

令和元年 第3回定例会は、9月12日から20日までの9日間開催され、同意1件、報告1件、認定1件、契約1件、条例1件、予算7件、その他1件を審議し、原案のとおり可決しました。

令和元年度 一般会計補正予算

1億5,396万6千円を追加
予算総額 51億1,598万2千円

国庫・県費補助活用事業

事業名	概要	事業費
介護基盤緊急整備特別対策事業	熊本県の補助事業を活用し、「介護予防拠点」として公民館トイレのバリアフリー化等を実施する。 【事業の目的】 今後急増する高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 【介護予防拠点の条件】 最低、週1回の介護予防に係る活動を継続して実施すること。 【事業内容・補助率】 手すりの取付け、段差の解消、トイレの改修、玄関の改修、調理場の改修等。 補助率は、全額県の補助	事業費 8,273千円 県補助 8,273千円
畜産経営バックアップ事業	畜産農家の経営安定と熊本県内の肉用牛生産基盤の維持・拡大を図るため、繁殖農家を支援する。 ①疾病時にも営農継続できるよう地域ぐるみでサポートする体制を構築する。(南阿蘇肉用牛ヘルパー利用組合への助成)	事業費 2,200千円 県補助 2,200千円
人・農地問題解決加速化事業	2021年3月末までに、町内全集落で「人・農地プラン」の実質化に取り組むため、アンケート調査を実施する。(全額県補助)	事業費 3,316千円
羅漢山遊歩道整備事業	老朽化した羅漢山遊歩道の手すりを改修する。3カ年間を目途に改修する予定。(県補助額 800千円)	事業費 997千円

単独・その他の事業

事業名	概 要	事業費
公立保育園 民営化検討 委員会	多様なニーズに対応した保育の提供を行うため、民間の活用等による公立保育施設の今後の運営を検討する。	事業費 132千円
河川護岸整 備工事	安心して暮らせる地域をつくるため、災害発生の予防及び被害拡大防止を目的として護岸を整備する。 ・緒方川護岸整備工事 12,000千円 ・水上川護岸整備工事 15,000千円	事業費 27,000千円 (全額起債)
地域おこし 協力隊	NPO 法人阿蘇フォークス学校の事務局運営を支援することにより、上色見地域の活性化に取り組む。	事業費 2,002千円
南阿蘇鉄道 復興支援事 業	地域おこし協力隊を増員し、地域観光及び南阿蘇鉄道の創造的復興を推進することで、観光振興と一体となった南阿蘇鉄道の地域活性化支援に取り組む。	事業費 2,026千円

人事案件

高森町教育委員を選任

教育委員の二子石敬喜氏が令和元年9月30日をもって任期が満了するため、その後任として工藤^{ひさえ}寿恵氏を選任した。

任期は、令和元年10月1日から4年間



高森町教育委員
工藤 寿恵 氏

この度、教育委員を仰せつかりました工藤寿恵と申します。

限りない可能性を秘めた子どもたちの能力を伸ばし、子どもが子どもらしく笑顔で学べる持続可能な教育環境を、大人が整備していかなければなりません。

委員1年生として学びながら、皆様と共に、できることを精一杯がんばります。宜しくお願い致します。

一般質問

観光立町を実現するためには

グローバル人材の育成と官民協働のまちづくり

町 長

議会との連携を深めて取り組む



質 問

年間600〜700万人の集客目標を達成するため国内観光客に限らず、インバウンド対応が出来る人材をどう育成するか、提案する4つの事業を踏まえ町長の所見を伺う。

(1)町職員を海外へ派遣、インバウンド対策を習得
(2)海外都市との姉妹提携
(3)交換留学生制度の導入と経済支援

(4)観光立町が町民の暮らし向上に繋がる仕組みづくり

町 長

人材育成は観光立町において重要な課題である。

現在、南阿蘇鉄道を中心とした沿線地域公共交通網計画を高森町、南阿蘇村、熊本県の3者で進めている。

提案された4つの事業はよく考えてある。

職員を海外へ派遣する案は町内ホストファミリー

津留 智幸 議員

4人の熱弁

後藤 清治 議員

の増加など利点もあるが、現場の職員にかかる負担を考慮したうえで検討しなければならない。子どもたちの留学については過去の反省を踏まえ、継続性のある事業にするためにも体系化をする必要がある、議員にも観光立町推進計画のメンバーに加わってもらい、詳細について協議していきたい。

質 問

町民と職員が協働で行うまちづくりの必要性について『駐在区対抗まちづくり政策ブレゼン大会』の提案を踏まえ町長の所見を伺う。

町 長

来年度中の実行は難しいが、仕組みづくりをしつかりと行い、前向きに検討したい。地域の取りまとめが必要となるので、議員の皆さんで対処して、議員提案政策条例等の制定を検討していただきたい。

水道未普及地区の解消について

上津留、山付、神原の水道の整備

町 長

地元で協議会の立ち上げ



質 問

高森町の水道事業の形態や施設の違いを伺う。

審議員

簡易水道・飲料水供給施設は町で管理運営し、特別会計事業として運営している。「部落水道」は各地域で運営されており、「水道未普及地区」扱いである。

質 問

近年災害が頻繁に起こるようになり、私の地区(上津留、山付、神原)においては泥水が飲料水に混じって流れ、濁り水を利用せざるを得ない。平成27年に再度陳情したところだが、その後の経緯、現在までの状況は。

町 長

水道未普及地区にらに高齢化が進み施設の老朽化や維持管理も大変な時期にきている。町管理となると水道経営の観点から、整備投資に見合う高額な水道料金の発生や他の未普及地域との関連など様々な課題をクリアしていかねばならない。地元で、まず協議会等を立ち上げ推進していくのが最善ではないかと考える。

が良いか、平成30年度に再度水道整備計画を策定している。

質 問

安全な飲料水の管理整備のために、水資源の協議会を立ち上げ整備可能な方向に進めていただきたいと考える。町長の考えをお聞きたい。

平成22年の電気調査の結果をもとに、平成28年に200m掘削したが、残念ながら地下水は存在しないという結果がでた。どういう方法

福祉政策について

助成事業の現状と公衆浴場の提案



町 長

福祉政策として公衆浴場の建設は考えていない

質 問 高齢者入浴料一部助成事業の状況について。

町 長

資格は満70才以上で高森町に住民票があり公租公課の滞納が無い方を対象としている。積算は70才以上の3%の利用を想定していた。

8月末の実績は延べ利用人数が3,189人で推計を超える利用となっており9月購入分が予算不足となり予備費流用した。

今回の補正予算の承認をいただければ本年度の更なる追加補正は無いと考えている。

質 問 入浴については、潜在的な需要があり相応の効果は出ていると思う。

そこで提案だが福祉施設の一環として町中心部に身の丈の合った規模の公衆浴場を建設してはどうか。

町 長 福祉政策という大前提での公衆浴場の建設は行わない。

その他のメニューをみても高森町の福祉政策は充実していると考えている。

また福祉政策というのは行政が行うより高齢者の方に出番や役割を作っていくスキームを提供することが重要だと考える。

高森温泉館の高齢者利用人数は町民券で把握はできている。今回の購入された数を考えると高森温泉館以外の温泉に行かれていた方も多かった。

公衆浴場、銭湯の件だが形を作っていたらき経済の方へ持っていく。つまり福祉ではなく観光政策にて議員が先頭に立つならば一考すべきだ。

高森駅周辺の景観

現在問題はないのか



政策推進課長

景観上問題ないとは言いきれない

質 問 「南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発グラウンドデザイン」の選定業者のデザインによると、駅からの根子岳や、西に向かつて沈む夕日を眺める景観も重視されているとのことであるが、駅周辺の現在の景観について問題はないか。

策進課長

駅から西側の景観は、右側に阿蘇五岳を、左側に外輪山の間

に沈む夕日の眺めが評価されていた。一方で、駅から中心市街地に向かって進むと、居住なき空き家があり、景観上問題ないとは言いきれないが、南阿蘇鉄道全線復旧に合わせた再開発の実現を優先するため、整備予定地周辺の対策については今後の課題とする。

町 長 観光スポットに通じる道路沿いや、通学路指定の道路沿いの空き家は、老朽化による倒壊等

人的被害を与える可能性

が高く、所有者へ対策を依頼する必要がある。

また、熊本地震で被災した住宅等の公費解体工事で尽力いただいた熊本県の解体業者協会から、熊本県との災害基本協定に基づく「災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書」に関する実施細目を締結した市町村宛に「老朽危険空き家解体撤去ポランティア活動について」本年6月上旬に通知がされ、詳細な項目の実施細目の締結は、本町が県内一番目である。

内容は、老朽化した危険空き家の解体撤去をポランティアとして行われると理解。所有者の了承を得ていることが条件で、通学路や観光客など、人の往来が多く見込まれる場所にある物件を優先して、協会により該当物件が決定される。解体工事は来年9月までに実施される予定である。

令和元年9月定例会 主な質疑応答

議案・認定第1号

平成30年度高森町各会計
歳入歳出決算の認定に
ついて

質

〔牛嶋津世志議員〕

滞納税の不納欠損について詳細に説明を願う。

答

〔税務課長〕

滞納処分執行停止から3年経過した対象者を抽出し、法に基づき処理した。

質

〔牛嶋津世志議員〕

不納欠損を行った対象者は、現在も高森町に住んでいるのか。

答

〔税務課長〕

すでに亡くなっている方や転出した方もいるが、多くは町内に在

住していると認識している。

質

〔芹口誓彰議員〕

不納欠損について適正な順序を経て実施したか。

不納欠損処分、最も高額な滞納者は何人か、1件あたり最大の額は。

答

〔税務課長〕

不納欠損額が100万円を超えた方は3名いる。最大額は195万円である。

執行停止処分が行われ、3年経過しており法に基づき不納欠損を行った。

要望

〔芹口誓彰議員〕

不納欠損処分は、慎重かつ適性に行うよう要望する。

質

〔芹口誓彰議員〕

経営収支比率等を踏まえた今後の財政運営、繰上償還について、

伺いたい。

答

〔財政係長〕

経営収支比率は75%以上が望ましい。家計で例えると、毎月10万円の収入に対し、支払経費が7万5千円、残り2万5千円が使える状態が経営収支率75%である。

高森町の経営収支比率は90%を超えているが、支払う額が7万5千円の場合でも、収入が8万3千円であれば、経営収支比率は90%を超える。

平成28年度の全国平均の経営収支比率は90%を超えている。

繰上償還に関しては、本町の場合、臨時財政対策債など交付税措置を考えて借入を行っているため、繰上償還については、考えていない。

消費増税で、経営的経費の削減や、大規模事業の歳出削減を徹底していく。

■執行停止と不納欠損

国税徴収法第47条には「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされており、地方税法等にも同様の定めがある。(地方税法第331条等)

執行停止については、国税徴収法153条、地方税法15条の7に定めがある。

①地方税法第15条の7第1項第1号

滞納処分をすることができる財産がないとき

(滞納者に帰属する差押えの対象となるすべての財産を差し押さえてもなお、徴収できない残余の租税がある場合)

②地方税法第15条の7第1項第2号

滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

(滞納処分により生活保護レベルになる場合等)

③地方税法第15条の7第1項第3号

その所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき

上記いずれかに該当する場合は、滞納処分の執行を停止することができる。

なお、地方税法第15条の7第4項により、滞納処分の停止後3年経過した場合は不納欠損(納税義務が消滅)となるが、その3年間のうちに①～③に該当しなくなれば滞納処分の停止の取消しを行い再び滞納処分を執行する。

平成30年度決算認定

令和元年第3回定例会において、9月17日常任委員会で審査し、認定しました。

一般会計
実質の収支額は、
1億6,272万円の黒字と
なりました。

歳入	4,943,293千円
歳出	4,753,684千円
差引残額	189,609千円
うち基金繰入額	0千円
翌年度繰越額	189,609千円
繰越明許費繰越額	26,889千円
実質収支額	162,720千円

収入（歳入）の主なもの

1	町税	567,219千円
2	地方譲与税	70,330千円
3	利子割交付金	775千円
4	配当割交付金	1,498千円
5	株式等譲渡所得割交付金	1,172千円
6	地方消費税交付金	117,998千円
7	ゴルフ場利用税交付金	5,363千円
8	自動車取得税交付金	16,632千円
9	地方特例交付金	1,438千円
10	地方交付税	2,062,889千円
11	交通安全対策特別交付金	648千円
12	分担金及び負担金	30,116千円
13	使用料及び手数料	117,255千円
14	国庫支出金	635,831千円
15	県支出金	401,431千円
16	財産収入	35,541千円
17	寄付金	62,809千円
18	繰入金	122,040千円
19	繰越金	212,326千円
20	諸収入	43,869千円
21	町債	436,107千円
合 計		4,943,293千円

支出（歳出）の主なもの

1	議会費	64,923千円
2	総務費	881,796千円
3	民生費	1,224,756千円
4	衛生費	252,737千円
5	農林水産業費	339,080千円
6	商工費	124,265千円
7	土木費	686,331千円
8	消防費	270,170千円
9	教育費	367,055千円
10	災害復旧費	17,355千円
11	公債費	472,954千円
12	諸支出金	52,259千円
13	予備費	0千円
合 計		4,753,684千円



特 別 会 計

決められた特定の事業を行う場合に、特定の収入をその事業に充てるため、一般会計とは区別して6つの特別会計を設けて経理を行っています。
どの事業も私たちの暮らしを支えるために欠かせない大切な事業ですが、特定の収入だけでは運営ができず一般会

計から繰り入れを行い、運営を行なっています。特別会計の財政悪化は一般会計の財政悪化にもつながるため、独立採算制の原則に基づいて財政の健全化に努めていくことが大事です。

会 計 名	歳入	歳出	収支額
国民健康保険特別会計	1,133,078千円	1,122,352千円	10,726千円
後期高齢者医療特別会計	93,685千円	90,250千円	3,435千円
介護保険特別会計	1,053,270千円	1,004,615千円	48,655千円
簡易水道特別会計	211,147千円	200,141千円	11,006千円
農業用水供給事業特別会計	16,860千円	16,797千円	63千円
鉄道経営対策事業基金特別会計	34,959千円	34,959千円	0千円

決算審査意見書概要

平成30年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり、計数に誤りなく、奇異な点も見受けられず適正に処理され、関係書類も整理されており、会計経理は正確である。各事業ともほぼ計画どおり執行され、成果を収められたことは、執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の努力によるものである。ここで一般会計及び特別会計について、総合的に気付いた点について述べる。

ハード事業として、その主たる事業は道路維持、道路改良事業、公共土木施設災害復旧事業等である。

ソフト事業としては、明るい街路灯補助事業、くまもと国際マンガCAM P事業、平成30年冬巡業大相撲阿蘇高森場所事業、子ども医療助成事業、高森町介護予防地域支え合い

事業、特定健診事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣駆除助成金事業、地域におけるIoT実装に関する事業、自主放送番組事業等、多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当各位において大変な苦労があったことと察する。併せて、職員間の国・県補助金の密な情報共有、ふるさと納税の活用等で、町民の負担減に繋がるよう職員の発想に期待するものである。

このような中、予算決算の状況を見ると、平成30年度繰越明許は7件の7億9,801万4千円となっている。この繰り越し事業は、ほとんどが補助対象事業であり、これらを獲得された実績を評価するものである。事業遂行については、単年度遂行が原則であるが、国・県の補助金支給決定の遅れ等によりやむを得ないものと推察される。

また、経理状況を見ると、安易な予算流用、予備費充用が見受けられ、緊急災害復旧対応等、緊急の場合を

除き、補正対応が原則であり、担当職員の一層の努力を望む。

次に、税等の対応については、本年度の収納状況を見ると、町税の本年度分収納額は、前年度に比べ上回っている。その主な要因は町民税である。過年度分については、不納欠損処分が実施されており、一般会計35件、119万4,886円、国民健康保険特別会計16件、732万7,041円となっている。これは、合法的な手続きにより行われ、やむを得ないと思うが、税負担の公平及び歳入確保の面での影響が大きいので、不納欠損を出さないよう、慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権の確保に万全を期されたい。

平成30年度からは機構改革により、税務課に国保税を含めた税収納係を設置、現在、滞納整理システムを取り入れ、税の収納事務を実施されている。今後、スムーズな収納事務を期待するものである。

また、平成10年5月に発覚した元職員による国保払戻金等の着服事件

について、今日においては過去の事件のようで、今や頓挫しているように見受けられ、本件は計画的な犯行行為であり、年月は経過しても許し難く、不祥事の賠償請求は今後とも遅滞なく、継続実行されることを強く望みます。

決算の基本は、日々の会計処理が大事である。このことは、平成29年度決算審査報告で指摘しましたが、担当課においては、5年未満の職員を対象に財務会計を中心とした実務研修を実施されていることは評価します。今後においても継続されることを望みます。

終わりに、今後さらに、住民の要望にスピード感を持って対応し、財政運営の改善に一層努力され、総合的な施策の効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成30年度決算審査意見書とする。

常任委員会報告

総務文教

委員会に付託された「平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定・令和元年度高森町一般会計補正予算・令和元年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算」は、担当者から詳細に説明を受け、審査審議した結果、可とすることに決定した。

【主な質問事項】

◎令和元年度高森町一般会計補正予算関係

予算関係

質 羅漢山の遊歩道事業の内容と今後の取り組みについて。

◎平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定関係

各担当課より30年度実施した施策の成果の報告を求めた。生活環境課からは、公有財産の土地及び建物、山林の現状、管理状況について、また会計課からは、有価証券や国債の運用状況について報告を求めた。

さらに、決算内容については、税や料金の調定は確実になされたか、その徴収状況はどうか、収入の未

済額の理由は何か、予備費の充用、

予算の流用は適切か、多額の不用額を生じた理由等について、担当者から説明を求め審査した。

答 現在未舗装部分が180m程あり、今年度は60mの舗装を実施、来年度以降も県補助金が国に依じて随時実施していく。

質 高森湧水トンネルでは夏の七夕祭り、冬のクリスマスファンタジーが開催されているが、春、秋のイベントの計画についての考えは。

答 今後開催については検討課題としたい。

産業厚生

委員会に付託された「平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定・令和元年度高森町一般会計補正予算・他特別会計5件の補正予算」を審議し、可とすることに決定いたしました。

【主な質問事項】

◎平成30年度高森町各会計歳入歳出決算の認定関係

農林政策課関連で、有害獣対策事業として広域クラウドシステム事業の成果と継続について回答を求めた。

また、建設課関連で、工事金額の目安と工区の分け方について回答を求めた。

次に、国民健康保険税滞納者や住民健診の受診状況、後期高齢者医療特別会計予算の詳細、医療費抑制対策として何を実施しているかとの回答を求め、認定すべきものと決定しました。

【主な質問事項】

◎令和元年度高森町一般会計補正予算関係

住民福祉課関連で、高齢者への温泉券助成事業、農林政策課関連で、高森町はAーやーCTを活用した農業をどのように進めていくのか。また、規模拡大する場合、農業研修生を受入れる機関があるか。今後、新規事業に取組む場合には、常任委員会へ報告するように。建設課関連で、過疎債のロットの件について説明を求め、令和元年度高森町一般会計補正予算については、可決すべきものと決定しました。

◎特別会計補正予算5件

平成30年度決算による繰越金の補正であり、必要性を認め、可決すべきものと決定しました。

閉会中の継続調査報告

産業厚生常任委員会の報告

産業厚生常任委員長 佐伯 金也

8月22日に委員会を開催し、建設課関連の「西原・日ノ尾峠線」の防災道路工事進捗状況の確認をしました。町道との交差点箇所の嵩上げ工事計画の説明を受けました。防災道路の高さに合わせる工事であり「通行止め」による工事が行われます。



次に、西中原で認定新規就農者として「ミニトマト」の栽培を行っている、後藤将斗さんの農場を視察しました。現在20アールを栽培し順調な経営が行われています。



午前最後に、上在地区の完了した町道改良現場確認と、ため池の改修計画の説明を受けました。ため池の漏水を止め、来春の植え付けに支障の無きよう早期の完了を指示しました。



午後は、草部地区の基盤整備の予定地を視察し、地権者との意思疎通を図り、要望や苦情を早期に解決するよう指示しました。



最後に、町道「栃原・ねずみ戸線」の現状確認と、県の治山工事現場を視察しました。住民の不安解消のため、早期の工事完成が待たれます。



今後も、議会として必要に応じた対応を執って参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

町民の声



寺崎 賢治さん
(色見・戸狩)

『高森讃歌』

高森町で民宿を始めて20年になります。「民宿をしながら田舎暮らしをしたい!」という一念で福岡から移住しました。家庭の事情で生活の本拠を福岡に移した時期もありましたが、今は念願になって高森町に定住しています。

この20年間、人口減少や自然災害により、高森の姿は大きく変化したように見えます。それでも、私の心の中の高森の風景は何故か不変です。

朝夕の光に映える高岳や根子岳の山体の神々しさ。南郷谷に点在する水源や温泉、神社の有り難さ。あか牛・やまめ・とうふ・つるのこ芋・山菜などの食材は郷土料理の創作意欲を刺激します。地酒「霊山」や阿蘇高菜も魅力です。また、阿蘇、九重、高千穂を周遊する旅人にとって、高森は絶好の宿泊地となります。

観光資源に恵まれた高森ですが、最も大切なものは、やはり「人と人のつながり」と考えます。これからも、人口減少は続くと思いますが、高森町は自立した地域として永続すると信じています。生まれ育った所、移り住んだ所、心のより所としての「ふるさと」を愛する心を育てる実践が積み重ねられているからです。

結局のところ、郷土愛に満ちた人が暮らす土地に、人は集まると考えています。

観光立町において、この小さな民宿が「ふるさと高森」に貢献できれば幸いです。



住吉 哲郎さん
(高森・村山)

私は今年で40歳になります。高森町で生まれ育ち、高校、大学と熊本市内へ進学しその後就職、再び高森町へ帰ってきました。そこで子どものころの思い出と今を記そうと思います。

当時の高森小学校は2クラスで約80名の同級生がいました。子どもも多かったですが、真面目な(頑固な)大人の方も多く、特に登下校の際に並んで歩いていたり大声で叫んでいた時はよく怒られ(指導され)たのは懐かしい思い出です。あの頃は怒られたことに理解が出来なかったのですが、今を思えば地域の皆様に見守られ声をかけられ育ったのだなと思います。親が教えるのは当然としても地域の住民の皆様も一緒に次世代を担う子どもたちを育てていたのを深く感じます。

こんな私ですが、今は高森中央小学校の保護者会の役員をしております。あの頃も今も子どもを見守り育てていく意識は全く変わっていないと思います。変わったのは子どもの数が少なくなり指導をして頂けた大人の人も少なくなり地域が小さくなったような気がします。既に少子高齢化の波を受けている高森町ですが、だからこそ教育は重要です。当町のICT教育は最先端を走っていると思います。これは実社会に出たときに大きな力になることでしょう。勉学だけでなく親子の絆、友情、人権、交流、文化の継承などを育むことは人格形成の大きな要素になるかと思います。多様化する学習の中で先生も熱意をもって取り組んでいただけていると思います。これからは住民の皆様も見守りサポートして頂ければ、高森の心を大事にする子どもたちが育つのではないかと考えています。そのように育った子どもたちが大人になる日を楽しみに、仕事に役に没頭している今日この頃です。

令和元年度町村議会広報研修会報告

議会広報特別委員長

牛嶋 津世志

令和元年度町村議会広報研修会が、東京都シーエンバツハ・サポーで9月24日(火)・25日(水)の日程で行われ、全国から176町村の参加で、高森町は2日目の25日に参加、熊本県からは8町村の参加でした。委員長は2度目の参加ですが、他の委員さんは広報紙を作ること自体初めてですので、しっかり研修されていました。

第32回町村議会広報全国コンクールで(279町村議会応募)最優秀賞の、埼玉県寄居町議会広報紙と、優秀賞の宮城県川崎町議会広報紙を参考に講師3名による研修です。



基本的には、興味を持ってもらう(表紙)・解りやすい文章・住民目線で作成など解っていますが、これが一番難しいことで、新委員さんと日々勉強です。

優秀賞広報紙2点とも、住民の参加・意見の取り込みなど、住民を巻き込んだ取り組みが見られました。

高森町議会広報特別委員会は、住民参加型の広報紙づくりを目指していきますので、住民の皆様のご協力をお願いします。

編集後記

“秋深し 隣は何をする人ぞ”
ですが高森町ではまだイベントが目白押しです。皆さんはどこかに参加されましたか？

まだまだ気温の差が激しい昨今です。体調を崩さないよう楽しみながら今年の終盤を心穏やかに乗り切りましょう。

副委員長 後藤 清治



議会広報特別委員会

議長 後藤 三治 (発行責任者)

委員長 牛嶋津世志 委員 津留 智幸

副委員長 後藤 清治 “ 後藤 巖

